

Q. 空き家バンク事業の導入は

A. 事業実施以前の課題整理が必要

Q. 市民後見人や認知症サポーター養成研修の開設を

A. 高齢化社会に向け開催の体制整備をすすめる

Q. ふるさと寄附金のお礼に特産品の贈呈を

A. 町のPR効果を期待し前向きに検討する



西内 陽美議員

空き家バンク事業の導入は

質問 空き家の利活用を図る方策として、行政が町内の空き家や転出予定の住宅情報を収集し、定住・転入希望者に公開する「空き家バンク事業」がある。空き家を廃屋にさせない効果や地域の活性化も期待できる。導入への考えは。

町長 空き家バンク事業に取り組んでいる自治体の事例を見ると、所有者が賃貸等に応じない、修繕が必要、空き家の私有物が片付けられない、田舎物件のイメージで低価格を想定される、単に安い物件として購入するため自治会活動に参加しない、などの課題が

指摘されている。

空き家バンク制度を実施している市町村は、宅地建物取引業協会等との協定に基づく定住促進事業となっており、市町村は所有者と利用希望者との橋渡しを行うもので、価格の交渉、契約は当事者間で行っている。

しかし、町のホームページに載っているなど、町が介在しているからとの信頼感により、空き家バンクに住宅情報を提供してくる所有者や空き家利用希望者がいれば、要望相談に対し、安心してもらえるように細やかで柔軟な対応が必要になってくると思われる。

さらに、地域住民が転入者を受け入れて、地域に馴染みやすくなるような環境づくりといった事業展開も必要になってくる。

空き家バンク制度を町の広報やホームページに掲載し、単に情報提供としての実施は現在でも可能であるが、他市町村の実施例で挙げた課題への対応や、事業展開などを整理してからの取組みとなるので、現段階では空き家バンク事業としては行わない。

市民後見人や認知症サポーター養成研修の開設を

質問 高齢者見守り生活支援事業開始に伴い、高齢化が進む本町では見守る側を育てていく方策も必須だ。市民後見人や認知症サポーター養成講座を開設して技術や知識を学んでいただくことで、地域での理解や信頼を深めたり、不安の解消を図ってはどうか。

町長 市民後見人は、親族後見人と、弁護士など専門職後見人の間に位置し、ボランティアで後見活動に関わる存在。現在、国は市民後見人養成を推進しており、道内では23年度に4市町、24年度に6市町で養成研修を実施。空知管内では今年度2市で実施予定。

高齢化社会に向けて市民後見人の養成は必要と考えており、広域での養成研修の開催に向け、体制整備を検討する。認知症サポーター養成講座については、本町には講座の講師になるための研修修了者が8名いるので、地域の団体等へ積極的に働きかけ、サポーターの養成に努めていく。

ふるさと寄附金のお礼に特産品の贈呈を

質問 本町にふるさと応援寄付金を寄せてくださった方へ、町内施設の優待利用券や町の特産品を贈り、本町のPRと産業振興に結び付けては。

町長 本町では平成18年度から「ふるさと応援基金」を創設し、寄付金の使途に環境保全と町並み景観対策、子供健全育成、終着駅周辺の整備、観光振興を指定し、総額1082万円の寄付をいただいた皆様には、その都度、私から礼状をお届けしている。

23年度の税制改正で、税額控除の引き下げがあったことで、経済的利益を求める寄付が全国的に増加している。特産品を特典とすることが、寄附金に直結するとは一概には言えないが、町のPRや産業振興など経済効果も期待できるので、関係機関とも研究や協議を進め、26年度に向けて取組みを検討する。